

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成24年3月13日（火曜日）
午前9時30分～午前11時27分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
徳 並 伍 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
大 中 宏 委 員 河 村 淳 委 員
原 田 茂 委 員 布 施 文 子 委 員
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員
河 本 芳 久 委 員 下 井 克 己 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 竹 岡 昌 治 委 員 村 上 健 二 委 員
岩 本 明 央 委 員 有 道 典 広 委 員
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名 な し

午前9時30分開会

委員長（南口彰夫君） おはようございます。只今より下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する件についての調査特別委員会を開催致します。本日をもって11回目となります。前回のこの特別委員会で、ほぼ参考人の方々の双方の意見も含めて出尽くしたと思います。

ただ前回の委員会で、今後の取りまとめについては、各委員の皆さん方の意見を聞きながらということで終わっております。最終的にこの3月議会の最終日に取りまとめて報告が必要だということで、議会運営委員会のほうで協議をした結果、本日の開催に至りました。

こうした経過を踏まえまして、これまでの委員会の議論を踏まえてですね、一つは村田市長のほうから出された再発防止のことも含めてですね、委員会として最終的な取りまとめの議論をしていただきたいと思います。

始める前に、委員の皆さん方から何かあれば、ご発言を許可致します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは最終的に取りまとめてですね、委員会としての報告書を秋山議長に提出するように取り計らう方向で、最終的に各委員の皆さんから、意見を頂いて、それを取りまとめて最終的に皆さんにお諮りをしたうえで、委員会としての決議を頂いて、最終報告書を議長のほうに提出したいと思います。ということで、皆さんのほうからご意見を募りたいと思います。ご協力よろしくお願いたします。それでは、各委員の皆さんのご発言をお願いをしたいと思います。いかがですか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 大変ですね、これが事件として発覚をしたのが、昨年3月でしたね、ですからちょうど1年を要しております。

基本的にですね、今委員長が言われるようにですね、この辺できちんとした報告が出来るように、あるいはこの事件にかかわる顛末と言いますか、そういったものが明らかになるようにしなければいけないというふうに思います。

そこでですね、まとめの前にですね、この100条委員会を作るにあたりまして、当初からいろいろご意見等もございましたので、これは市町村長会の編集で、出されております議員必携、これに載っております100条委員会の調査に関わる

趣旨と言いますか、このことについて、もう一度、一部を読み上げさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議会がこのような調査権を発動する場合は、行財政上の重大な事件や、特殊な政治問題等が発生した場合とか、あるいは決算、その他重要な案件の審査をする場合などであろう。例えば、ある工事の請負契約の締結に当たって、入札事務に不正があったとか、あるいは工事の施工に落ち度があって、適正でなかったとかで、住民の間で政治問題化したような場合などが考えられる。

工事関係の調査の場合は、工事請負業者はもちろん、契約担当職員、その他関係職員、他の関係業者などを必要に応じて出頭させて証言などさせることになる。この権限の具体的行使にあたっては、慎重を期するべきはもちろんであるが、せっかく議会に与えられた権限であるから、必要な場合はためらうことなく適時適切に発動し、事件の真相を徹底究明する気構えだけは持ちたいものである。

言うまでもなく議会に調査権が与えられているのは、執行機関が住民の福祉増進のため、適正な事務処理をしているか。その実態や真相を把握して、もし違法や不適正な事実があれば、その原因を究明して、それを是正、改善する方策は何であるかを見いだして、是正改善させる。そして必要に応じて責任の所在を明確にして、将来を戒め、議会の監視機能と政策機能の発揮に万全を期するためであることを充分理解しなければならない。こう言うふうに記載がしてあります。

こういうことですね、今回の下領北団地解体工事（2工区）、この請負に関する100条調査が始まったわけですが、まず最初にですね、今回の事件の問題点を何点か上げてみたいというふうに思います。まず今回の事件は、所管の委員会の現地視察において、いわゆる手抜き工事に当たるであろう事態が発覚を致しました。

受注業者は、名前を伏せますが、Aクラス。社長は議会議員でありました。入札の方法は指名競争入札、現実の入札に当たっては、最低価格を下回り、審査会を開き協議の結果、落札が決定をされております。契約金額は1,029万円の解体工事であります。この中に130万円程度といわれる仮囲いの施工がありましたが、これが実施をされずに工事が開始をされていたと。こういうことをごさいます。

次に、議論の中で参考人等もご出席を頂いて、その意見を伺いました。その上でまずですね、仕様書、それから入札条件、契約上の発注者の指示事項について、特に重要と思える事項に対して、受注者側に問題があると思えたもの、一応、3点。

現場代理人の常駐が確認できなかった。主任技術者の資格、これについて、一応無資格。但し、この資格についてはですね、経験年数等ですね、必ずしも無資格と言えるかどうかという判断は最終的に詰めてはおりませんが、微妙なものがあるようで、さらに下請けとの契約内容、これは、市からの受注金額を上回る金額で契約が締結をされております。但し、この件に関しては、行政が直接関与すべき事項ではないということでありました。

公共工事の受注者に対して言えることではありますが、安全管理に対する認識、法令規則等に対する遵法精神。これについて契約に当たり受注者自らが作成、提出をされました安全管理組織でありますとか、施工体系図、こういうものに添った安全施工管理が実施されていれば、今回のような事態は回避できたと考えられますが、現実には、形だけ提出をされて、まあ出せと言われたから出した。結果的にこういうふうなことが言えるような状況であったと言えます。

以上のことから、契約行為、工程管理、品質安全管理、これらいずれにおいても問題点が指摘をすることが出来ます。法律、規則、契約等を遵守するという意思が汲み取れませんでした。

これは参考人として出された村田市長が発言をされた言葉の中に、基本的には契約行為は民法によります。これ自治法上は議会の議決を得なさいというふうになっております。まあその中で第1条に民法ですが、第1条に、私権は公共の福祉に従う。2、権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実にこれをなすことを要する。3は権利の濫用をこれを認めず。これを許さずですか。この中で市長が強調されましたのは、2番目の権利の行使及び義務の履行は信義に従いということ、村田市長は言われました。

つまり信義に基づいて契約者双方が、その契約の内容に基づいて、履行して行くということになろうかと思えます。

そこで先程議員必携の抜粋を読ませていただきましたが、この中にもありますように、100条調査は行政事務に対する調査でございます。直接この実施をされた業者に対するその責任を追及するもの、できるものではございません。まあそういうことから、行政に対して、今後の再発防止も含めて、指摘を何点かしたいというふうに思いますし、今から申し上げますことは具体的に、行政処分としてのその形ですよね、こういうふうにしなさいというふうなことは避けております。あくまで

も行政自らが判断をされることだろうというふうに思っております。

第1点として、聞き取り調査の中で、執行部側の答弁と言いますか、中に、Aクラスだから信用したとの説明が3回程度出てまいりました。じゃあ市の指名業者として、Aクラスにしたのは誰なのか、当然市がランク付けをしたものであろうというふうに思います。選定のあり方が適正であったのか検証をされるべきです。

2点目に指名競争入札であることから、指名審査のあり方は適切であったのか。

3点目、リサイクル法、廃棄物処理法等、建設業法以外についても専門的知識を持った職員の養成が、今後必要ではないか。これは、付け加えますと、昭和の合併、昭和30年、40年代以降に建設をされたインフラですね、箱物等も含めて、多くの行政財産が更新の時期に来ております。

つまりこういうふうな解体工事等を専門的な知識を持った、専門的な知識を要求されるような事案が今後多数出てくることを想定して申し上げております。そういうことを踏まえた場合、特に、たとえ県の所管であろうとも市もそれなりの対応が必要であろうということ申し上げておきます。

次に公共事業の公平性についてでございますが、結果的にまともに行っている他の事業者が、馬鹿を見ることのないようにしなくてはならないというふうに考えます。

次に、最後に平成21年、22年と美祢市は大変大きな豪雨災害に見舞われました。結果として大量の復旧工事が発生を致しております。この時点で一部規則の緩和措置を取られたように聞いております。つまり現場代理人が近くの現場であれば、2、3のものを見ても良いよと。

こういうことであったというふうに思うわけですが、こういったことから、気の緩みでありますとか、現場にあるいは関係の皆さんに混乱があったのではないかとすることも考えられなくもありません。行政側としては規則等の運用に当たって適正な周知徹底を計られるべきであらうというふうに思います。私からは以上であります。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございました。率直に、大変よくまとめられていると思います。只今の安富委員の発言は、おそらく、設立、100条委員会を設置した以後、経緯を踏まえて、出されてきた資料並びに執行部からの報告と併せて、資料に対する報告と併せて先日行いましたそれぞれの参考人の発言、すべ

てを含めて、整理をされていたとは思いますが。

その他の委員の皆さんから意見があれば、引き続き発言をお願いしたいと思いません。何か意見がその他あればお受けしますが、なければ今の安富委員の提案を受けてですね、この委員会では、最終的に調査の内容と結果というところを今までの時系列で整理したものに合わせてですね、この委員会として確認をしたうえで、まとめなければならないのが、先程調査の現状がこのファイルの中にほとんど入っているのですが、それに対する取りまとめた意見ということになります。これまでの意見を含めてですね、議事録を踏まえて、今の安富委員のまとめた発言を踏まえて、今から必要であれば暫時休憩を取った上で整理をして取りまとめて、もう一度皆さんにお諮りすることになりますが、この件に関して、他に意見がなければ、只今より取りまとめの作業に入りたいと思いましたが、よろしいでしょうか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今ですね、安富委員の今回、下領北団地解体工事に伴う100条委員会ということで、非常によく発足当時の経過、または今後の対応、そういったことがしっかりまとめられていたんではないかと、そのように思っております。

いずれにしても今回の下領北団地の解体工事にですね。安全防護柵をしていなかったということで、そういったところからですね、いろいろ中身をどんどん調べて行くんですね、実際免許がね、解体工事に伴う免許もなかったとか、また監督責任者の所在もわからない、いろいろさまざまな問題が生じて来ておった。それに対して今後どうするか、いずれにしても、さっきも安富委員から話もありましたけども、執行部側としてですね、とにかくAランクでもあるし、そして、相手をですね、今までやってきた経緯があって、しっかりと仕事をしてきたと。そういったところで、信義則と言いますか、法令遵守に則って、この市の仕事を受けて、そしてやっている、そういった下で、入札が入って、そして工事もやってきた経緯があると思います。

それで問題は、私はこういう今回の問題というのは、今後、いろいろな様々な面で、架橋の解体とか、目白押しに今後あります。そういった高度成長期に建設した分がどんどん今後解体とかですね、改良しなくちゃならない。そんな中であって、私は今回一里塚だと思っておるんですよ。今後今の形での対応であれば、また、私

はね、何回も同じことを繰り返すと思いますよ。はっきり言って。どうして、今後再発防止をしっかりと行っていくことが出来るかということですね、そこを今回そうせんための、また100条委員会でも私はあると思っております。

それで今回、非常に100条委員会を設けたという意味においてはですね、しっかりとこの業者あって、いろいろ解体工事に伴って、さまざまな法令遵守と言いますか、コンプライアンスに抵触した部分はある。さまざまな面で今まで解らなかったけれども、免許持ってやっていなかったとこともたくさん、私は今までもあったと思います。

問題は今後こういったことが少しでも、なくしていくように持っていかななくてはならない。そういったところを今後再発防止をきちっと取り行っていくことが大事だと思っております。

それには、それぞれのポイントポイントちゅうものがあると思っております。特に解体工事であれば、この解体工事の受ける元請業者、そして下請業者、そういったところの解体に伴う、廃材がですね、量、処理したところ、しっかりとその辺のお金の動きというのを、量とお金の動きはきちっと明確にですね、きちっと点検が出来る、そういったトレーサビリティがですね、きちっと各業者間もそういったことが出来る。こういったものをちゃんと追跡調査するシステムというトレーサビリティを、きちっと私は持っていくことも当然チェック項目の中にも入って行かなくちゃならないと思っております。

いずれにしても行政で、そういったところのものをすべてさまざまな工事を発注し、ところにあってですね、すべてチェックをするというのは非常に不可能であるし、難しいところがあると思っております。

そしたらどのようにするかということで、ほんとに悩むところなんですけども、私は、逆に言えば、その辺については、議員で、当然100条委員会で、こういった形でチェックしていくことも当然大事とは思っておりますけれども、逆に行政の中にISOシステム、こういった品質管理をきちっとしていく。こういったところのものをちゃんとチェックし、外部監査も入れながら、この行政の仕組み自体を、どんどん改善・改良していく。そういったものを私は、導入しない限りまた同じことを繰り返していく可能性が非常に高いなど。

ということで、今後行政のこういったISOシステムというのも、しっかりと持

っていくことも、まず第一点非常に大きな方向性では、改善していく上において、再発防止するためには、非常に大切な私はポイントではないかと思っております。

後は小さいところは、さっき申し上げましたような解体をした時にこの数量とそしてお金の動き何かもちゃんときちっと出来る。トレーサビリティをすること自体も、ISOシステムの一環の中にも入っておりますので、しっかりとそういったところを今後行政も見据えたうえで、それに立ち上げるにあたっては、システムに3、4人ぐらい専門にいないといけないとは思っておりますけども。そういったことも導入することも、視野に入れて行くことが必要じゃないかということをお願いしまして、私の意見とさせていただきます。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございました。そのほか委員のご発言は、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは只今より、取りまとめ作業に入りますので、暫時休憩と致します。

午前 9時55分休憩

午前11時19分再開

委員長（南口彰夫君） それでは委員会を開催いたします。お手元に配付をされております。先程までの委員会で議論した内容を、これまでの経過を踏まえて、報告書という形で整理を致しました。只今より読み上げて、提案に代えさせていただきます。

平成24年3月13日、美祢市議会議長秋山哲朗様。

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会委員長南口彰夫。
委員会調査報告書（案）。

本委員会に付託の事件について調査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第101条の規定により報告します。

記、

1、調査の趣旨、地方自治法第100条及び委員会条例第6条の規定により下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する事項を調査。

2、調査特別委員会の設置。設置決議、平成23年4月臨時会、平成23年4月

20日の本会議で設置決議案を可決。(2)法的根拠等、地方自治法第98条第1項に基づく検査及び同法第100条第1項に基づく調査を行う。(3)委員会の定数、議長を除く委員24人。(4)委員長、副委員長、委員の氏名。委員長、南口彰夫。副委員長、柴崎修一郎。委員、竹岡昌治、徳並伍朗、安富法明、大中宏、河村淳、村上健二、原田茂、布施文子、山本昌二、田邊諄祐、荒山光広、西岡晃、河本芳久、下井克己、岩本明央、山中佳子、三好睦子、萬代泰生、高木法生、有道典広、岡山隆、馬屋原眞一。

3、調査事件、下領北団地解体(2工区)工事の請負に関する事項。

4、委員会の開催状況。(1)委員会の開催回数、11回、平成23年4月20日から平成24年3月13日。

5、証人、参考人、委員の出席等。(1)証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項、なし。(2)参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項。参考人数、延5人。実人数5人、委員会条例第28条。平成23年12月13日(火)開催の委員会にて、下領北団地解体(2工区)工事の請負に関する事項その他、委員会の審査過程について求めた。(3)執行機関として出席を求めた者、説明の概要。説明員数、延24人。実人数7人、委員会条例第20条。平成23年6月27日付、美議第356号で資料の提出を求め、平成23年8月11日(木)開催の委員会にて、平成23年8月1日付、美総第745号をもって提出された資料に基づき説明。平成23年8月23日付、美議第451号で資料の提出を求め、平成23年9月13日(火)開催の委員会にて、平成23年9月7日付、美総第1019号をもって提出された資料に基づき説明。平成23年12月2日付、美議第679号で資料の提出を求め、平成23年12月9日(金)開催の委員会にて、平成23年12月8日付、美総第1500号をもって提出された資料に基づき説明。

6、記録、資料の提出。(1)法100条第1項で提出を求めた記録。1、分別解体等の計画書、ほか一式。2、県に対する届出書。3、元請業者より発注者に対する説明書並びに添付書類。4、発注契約書及び解体に関する仕様書。5、下請負人への告知書・契約書。下請負業者と解体材の分別・保管・収集・運搬・再生・処分等に関する書類、資源化等の実施に関するもの。6、発注者への完了報告。7、監督職員の選任通知書。8、現場代理人・主任技術者届。9、工程表に係わる書類。10、安全管理に関する書類。11、平成23年9月13日開催の同特別委員

会会議録10ページ中、建設経済部長の発言に関する資料。

7、調査の内容と結果。(1)調査事項の現状。問題点、1、仕様書、入札条件、契約上の発注者の指示事項等について。現場代理人の常駐について、主任技術者の資格の問題等について、下請けの契約内容について。2、安全管理に対する認識と法令・規則等に対する遵守について、提出された安全管理組織、施工体系図に沿った安全・施工管理が実施されていれば今回の事態は回避ができたと考えられる。以上のことから、契約行為、工程管理、品質・安全管理等いずれにおいても疑問点がある。(2)調査事項に対する意見。行政に対しての再発防止対策として、業者クラス選定のあり方の検証、指名競争入札のあり方、リサイクル法、廃棄物処理法等、建設業法以外についても専門的知識を持った職員の養成の必要性、業者に対して、条例、規則等の運用の周知徹底。

8、調査経費。本調査に要する経費は、本年度において12万円以内と決定していましたが、実際には、29,933円を支出しました。

以上です。只今の委員会報告書案に、関するご意見があれば、お願いをしたいと思います。ご意見がなければ、以上、只今読み上げた案を本委員会の調査報告書として、とりあえず委員会としてこの内容で、美祢市議会議長、秋山哲朗様宛に提出をするということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(南口彰夫君) はい、それではこの委員会調査報告書を議長に提出することで確認を致しまして、きょうの委員会を閉会と致します。御苦労さまでした。

それから、あのこの書類を最終日まで机の中に置いておきます。どうしてもという方は閲覧をして下さい。それから最終日が終わればですね、事務局のほうで必要とする記録だけは残して、後は処分、焼却処分をするようになっております。個人情報も含めて入っていますので。最終的には焼却処分を確認して処理をしますから、最終日までは机の下に保管を致しますので、よろしくお取り計らいをお願い致します。以上です。

午前11時27分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年3月13日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口彰夫